

平成 15 年 3 月 13 日

日弁連弁護士制度改革推進本部
本部長代行 梶谷 剛 殿

同第 3 部会（弁護士報酬問題検討部会）
部会長 山 田 幸 彦

報 告 書（修正案添付）

平成 14 年秋に日弁連全会員に対して行った弁護士報酬に関するアンケート調査結果に基づき、従来部会における種々の意見を踏まえ、また、重ねての公正取引委員会との協議も踏まえ、添付のとおり別添「アンケート結果に基づく市民のための弁護士報酬の目安」を修正し作成しました。

アンケート結果に基づく市民のための弁護士報酬の目安

2002年アンケート結果版

第1 はじめに

1 目安

この文書における「目安」とは、市民が弁護士報酬の金額をイメージするための参考資料としようとするものです。そこに登場する金額は確定金額ではありませんし、弁護士や依頼者の希望価格でもありません。また、将来的にも弁護士報酬の決定にあたり、弁護士を拘束するものでもありません。

一般消費者である市民にとって、弁護士に依頼し、事件を解決しようとすることは一生に一度あるかないかの出来事です。そのような市民の弁護士報酬に対する不安を少しでも取り除き、違法な無資格者から一般消費者を守り、一般消費者の利益を確保することを目的としています。

2 弁護士に依頼する場合に、全部でいくら費用がかかるのか？

市民にとって「弁護士に依頼する場合、全部でいくら費用がかかるのか」ということは大きな関心事です。そのためには、2種類の費用を知っておく必要があります。それが、「弁護士報酬」と「実費」です。

「実費」は、弁護士報酬とは別のもので、たとえば、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金などです。これらは、弁護士への依頼内容によって必要となることがあるわけですが、これらは、弁護士にとって実質的な収入となるものではありません。しかし、依頼者にとって、あとで意外にも大きな支出になることもあります。

交通費は、弁護士の遠隔地への出張がともなう場合、どの交通手段によるのか、どの等級（たとえば、グリーンか普通かなど）によるのかなども、依頼するときに弁護士の説明を十分お聞きください。なお、交通費のほかに弁護士報酬としての日当が別に必要な場合もあります。

3 弁護士報酬

従来から、弁護士報酬と呼ばれるものには、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当などがあります。ここでは、おもな弁護士報酬である着手金・報酬金、手数料の説明をします。

- ・ 「着手金」は、弁護士が扱う事件などの性質上、相手方のあることで、その結果には成功・不成功がつきものですが、その結果にかかわらず、弁護士が手続を進めるために事件の着手の時に受けるべき弁護士報酬のことで、着手金は、報酬金とはまったく別であり、また手付金の意味ではありません。
- ・ 「報酬金」は、弁護士が扱った事件の成功の程度に応じて受ける成功報酬のことで、
- ・ 「手数料」は、原則として1回程度の手続で事件が終わり、結果の成功が見込める事件での支払いをいいます。

4 その他の用語

弁護士報酬に関する用語には、一般消費者からは分かりにくいと思われる手続に関するものもあります。その説明をします。

- ・ 「示談交渉」は、弁護士が裁判所を通さず、相手方と交渉するものです。
- ・ 「調停」は、裁判所での話し合いによって、事件を解決しようとする手続です。
- ・ 「訴訟」は、裁判所の訴訟手続で事件を解決しようというものです。

第2 アンケート結果の集約状況

回答総計 2269名 (調査対象人数19016名 回答率11.9%)

1 所属弁護士会別の集計

東京	414	和歌山	15	宮崎県	18
第一東	156	名古屋	153	沖縄	22
第二東	183	三重	21	仙台	40
横浜	80	岐阜県	16	福島県	20
埼玉	39	福井	8	山形県	18
千葉県	56	金沢	18	岩手	8
茨城県	14	富山県	14	秋田	7
栃木県	22	広島	31	青森県	8
群馬	22	山口県	16	札幌	42
静岡県	31	岡山	30	函館	1
山梨県	11	鳥取県	2	旭川	7
長野県	25	島根県	4	釧路	4
新潟県	20	福岡県	92	香川県	13
大阪	241	佐賀県	8	徳島	12
京都	49	長崎県	13	高知	13
兵庫県	71	大分県	15	愛媛	27
奈良	17	熊本県	35	未回答	47
滋賀	6	鹿児島	14	総計	2269

2 弁護士経験年数別の集計

ア) 10年未満	579
イ) 10年～20年未満	549
ウ) 20年～30年未満	557
エ) 30年以上	511

(2002年11月30日現在で集約)

第3 目安 設例等の目次

- 1 法律相談
- 2 金銭消費貸借（貸したお金を返してほしい）
 - （1）弁護士名での内容証明郵便
 - （2）貸金返還請求交渉
 - （3）貸金返還請求訴訟
- 3 連帯保証債務（無断で連帯保証人にさせられた）
- 4 債務不存在（消費者金融に長年返済をしてきた。払い過ぎと思う）
- 5 交通事故
- 6 相場取引（相場取引で十分な説明がなかったために損をした）
- 7 欠陥住宅（欠陥住宅を購入してしまった）
- 8 請負（元請業者が下請代金を支払ってくれない）
- 9 建物明渡および強制執行
 - （1）民事調停
 - （2）訴訟 原告
 - （3）訴訟 被告
 - （4）強制執行
- 10 境界（隣と境界線争いがある）
- 11 近隣環境（自宅の南側にマンションが建った。このままでは日照権が侵害される）
- 12 医療事故（患者として医療過誤にあった）
- 13 離婚
- 14 認知請求（子どもの認知をしてほしい）
- 15 財産管理、成年後見（高齢者問題に対処したい）
- 16 遺言書作成および遺言執行
- 17 遺産分割調停
- 18 労働事件（労働者として懲戒解雇を受けたが、職場復帰したい）
- 19 税務訴訟（税務署から更正処分を受けたが、異議申立したい）
- 20 住民訴訟
- 21 倒産
 - （1）任意整理
 - （2）個人再生
 - （3）個人破産
- 22 約束手形金請求
- 23 顧問関係
- 24 時間制（タイムチャージ）
- 25 刑事事件（事案簡明な事件1）
- 26 刑事事件（事案簡明な事件2）
- 27 刑事告訴
- 28 少年付添人

第4 目安 設例等

1 法律相談

(設例) 一般市民からの法律相談で、1時間を要し法律相談だけで完結した。

アンケート結果

法律相談料

1	5000円	649	29.4%	合計	2208
2	1万円	1346	61.0%		
3	2万円	109	4.9%		
4	3万円	21	1.0%		
5	その他	83	3.8%		

コメント

法律相談料は、この設例では1時間で1万円が61%ほど、続いて5000円が30%ほどです。

ところで、弁護士に特殊な相談をされる場合には、法律相談料が違ってくることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

2 金銭消費貸借

(設例) 知人に300万円貸したが、期限が来たのに返してくれないので返還請求を求めた。

(1) 弁護士名での内容証明郵便により請求するとき

アンケート結果

手数料

1	1万円	132	6.0%	合計	2187
2	2万円	252	11.5%		
3	3万円	885	40.5%		
4	4万円	55	2.5%		
5	5万円	646	29.5%		
6	その他	217	9.9%		

コメント

この設例では3万円が40.5%、続いて5万円が29.5%であり、3万円から5万円が目安となっています。

ところで、内容証明郵便による請求は、相手方に対し、催促の手紙(内容証明郵便という郵送の一種)を出すことによって事件を解決しようというものです。弁護士が代理人として内容証明郵便による請求を出すことは、実際には相手方との交渉手続につながりやすいため、多くは交渉事件として処理されることも多いわけです。

(設例) 知人に300万円貸したが、期限が来たのに返してくれないので返還請求を求めた。その結果、全額回収ができたとき
 (2) 貸金返還請求交渉のとき
 法的手続を取らず、任意の返還請求交渉の段階から受任したとき

アンケート結果

着手金

1	5万円前後	266	12.1%	合計	2197
2	10万円前後	882	40.1%		
3	15万円前後	440	20.0%		
4	20万円前後	417	19.0%		
5	25万円前後	68	3.1%		
6	30万円前後	56	2.5%		
7	その他	68	3.1%		

報酬金

1	10万円前後	298	13.6%	合計	2190
2	20万円前後	748	34.2%		
3	30万円前後	923	42.1%		
4	40万円前後	107	4.9%		
5	50万円前後	64	2.9%		
6	60万円前後	7	0.3%		
7	その他	43	2.0%		

コメント

この設例では、着手金は10万円前後が40%ほど、続いて15万円前後と20万円前後がいずれも20%ほどであり、5万円前後から20万円前後が目安となっています。しかし、その内容の複雑さや請求金額によって具体的な着手金に幅がでます。

示談交渉の報酬金は30万円前後が42%ほど、続いて20万円前後が34%ほどであり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。

しかし、回収に要した手数や労力の大小によって具体的な報酬金額に幅がでますので、あらかじめ弁護士に確認してください。

(設例) 知人に300万円貸したが、期限が来たのに返してくれないので返還請求を求めた。その結果、全額回収ができたとき
 (3) 貸金返還請求訴訟
 貸金返還請求訴訟を提起する段階から受任し、全額勝訴し任意に回収できたとき

アンケート結果

着手金

1	10万円前後	259	11.7%	合計	2218
2	15万円前後	466	21.0%		
3	20万円前後	916	41.3%		
4	25万円前後	335	15.1%		
5	30万円前後	215	9.7%		
6	その他	27	1.2%		

報酬金

1	10万円前後	83	3.8%	合計	2208
2	20万円前後	447	20.2%		
3	30万円前後	1178	53.4%		
4	40万円前後	271	12.3%		
5	50万円前後	174	7.9%		
6	60万円前後	18	0.8%		
7	その他	37	1.7%		

コメント

この設例では、着手金は20万円前後が41%ほど、続いて15万円前後が21%ほど、25万円前後が15%ほどであり、10万円前後から25万円前後が目安となっています。しかし、その内容の複雑さや請求金額によって具体的な着手金に幅がでます。

報酬金は30万円前後が53%ほど、続いて20万円前後が20%ほどであり、20万円前後から40万円前後が目安となっています。しかし、訴訟に要した労力によっても異なります。

また、事件の性質上、訴訟で勝訴しても、必ず相手方から入金になるとは限りません。その入金がなくとも、勝訴したということで報酬金を請求するという方式もありますので、あらかじめ弁護士に確認してください。

3 連帯保証債務

(設例) 離婚した夫が婚姻中、商工ローンから金500万円を借り入れる際、妻の印鑑を無断で使用して、勝手に妻を連帯保証人とした。離婚後、商工ローンから妻に対し500万円の請求がきたので、妻の委任を受けて債務不存在の交渉をし、不調のときは訴訟提起をする。

アンケート結果

(1) 示談交渉のみで解決したとき

着手金

1	10万円前後	805	36.9%	合計	2183
2	20万円前後	898	41.1%		
3	30万円前後	375	17.2%		
4	40万円前後	20	0.9%		
5	その他	85	3.9%		

報酬金

1	20万円前後	685	31.5%	合計	2172
2	30万円前後	743	34.2%		
3	40万円前後	280	12.9%		
4	50万円前後	280	12.9%		
5	60万円前後	51	2.3%		
6	その他	133	6.1%		

(2) 訴訟で解決したとき

着手金

1	20万円前後	780	35.6%	合計	2193
2	30万円前後	1173	53.5%		
3	40万円前後	125	5.7%		
4	50万円前後	50	2.3%		
5	その他	65	3.0%		

報酬金

1	20万円前後	332	15.2%	合計	2185
2	30万円前後	814	37.3%		
3	50万円前後	845	38.7%		
4	70万円前後	136	6.2%		
5	90万円前後	11	0.5%		
6	その他	47	2.2%		

コメント

示談交渉の着手金はこの設例では20万円前後が41%ほど、続いて10万円前後が37%ほどであり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。その報酬金は30万円前後が34%、続いて20万円前後が32%ほどとなっています。

訴訟の着手金はこの設例では30万円前後が53%ほど、続いて20万円が35%ほどであり、20万円前後から30万円前後が目安です。その報酬金は20万円前後から50万円前後が目安です。

ところで、この設例のようなケースでは、弁護士は商工ローンを相手方として債務が妻には存在しないと争うわけです。これを債務不存在確認請求といいます。示談交渉または訴訟にしても、着手金はその内容の複雑さや請求金額によって具体的な金額に幅が出ます。報酬金も、要した手数や労力の大小によって具体的な金額に幅がでますので、あらかじめ弁護士に確認してください。

4 債務不存在

(設例) 消費者金融会社との間で長期間取引(借入と返済を繰り返す)をしてきた。現在、同社から残金200万円の請求を受けている。利息制限法に従い元本充当をしたところ、払い過ぎとなっているので、債務不存在の交渉、訴訟を提起する。

アンケート結果

(1) 交渉のみで解決の場合

着手金

1 5万円前後	628	28.9%	合計	2171
2 10万円前後	1208	55.6%		
3 20万円前後	225	10.4%		
4 その他	110	5.1%		

報酬金

1 5万円前後	279	12.9%	合計	2162
2 10万円前後	812	37.6%		
3 20万円前後	842	38.9%		
4 30万円前後	102	4.7%		
5 その他	127	5.9%		

(2) 訴訟で解決の場合

着手金

1 10万円前後	1092	50.2%	合計	2175
2 20万円前後	934	42.9%		
3 30万円前後	85	3.9%		
4 その他	64	2.9%		

報酬金

1 10万円前後	461	21.3%	合計	2162
2 20万円前後	1116	51.6%		
3 30万円前後	460	21.3%		
4 40万円前後	68	3.1%		
5 その他	57	2.6%		

コメント

この設例では、示談交渉の着手金は10万円前後が56%ほど、続いて5万円前後が30%弱となっており、5万円前後から20万円前後が目安となっています。報酬金は20万円前後が39%ほどであり、続いて10万円前後が38%弱であり、5万円前後から20万円前後が目安となっています。

訴訟の着手金は10万円前後が50%ほど、続いて20万円前後が43%ほどになっており、10万円前後から20万円前後が目安となっています。報酬金は20万円前後が52%ほどであり、続いて10万円前後と30万円前後がいずれも21%ほどであり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。

ところで、この設例のような場合、弁護士は相手方に対し、利息制限法を根拠として200万円の債務不存在確認を求めるわけです。一般的には、争う金額が高額であったり、相手方が数社になったりして手数や労力が大きくなりますと着手金も報酬金も影響

を受けると考えられます。なお、訴訟は示談交渉に比較して、一般的には時間と手数や労力が大きいこともあり、それが着手金や報酬金に反映することが考えられます。

5 交通事故

(設例) 交通事故にあい怪我をした。損害賠償請求訴訟をしてほしい。

(1) 弁護士の判断として1000万円程度の賠償請求が妥当であると考え訴訟を提起した。その結果、全額回収ができたとき

アンケート結果

着手金

1	20万円前後	280	12.6%	合計	2224
2	30万円前後	750	33.7%		
3	40万円前後	330	14.8%		
4	50万円前後	689	31.0%		
5	60万円前後	98	4.4%		
6	70万円前後	30	1.3%		
7	その他	47	2.1%		

報酬金

1	80万円前後	593	26.7%	合計	2225
2	100万円前後	1138	51.1%		
3	120万円前後	276	12.4%		
4	140万円前後	65	2.9%		
5	160万円前後	43	1.9%		
6	その他	110	4.9%		

コメント

この設例では、着手金は30万円前後が34%ほど、続いて50万円前後が31%となっており、1000万円程度の賠償請求が妥当であると考えられたとき、20万円前後から50万円前後が目安となります。報酬金は100万円前後が50%以上であり、続いて80万円前後が27%ほどであり、80万円前後から120万円前後が目安となっています。

なお、着手金は、損害額の算定や過失割合などに争いがあるとか、事故の内容について事前に調査が必要であるなど事案が複雑であるとか、事情によって金額に幅があります。報酬金は、具体的には訴訟に要した労力によっても異なりますので、あらかじめ弁護士に確認してください。

(設例) 交通事故にあいケガをした。損害賠償請求訴訟をしてほしい。
 (2) 事前に保険会社から500万円の賠償金提示額を受けていたとき、その提示がされていたことによって上記の着手金の請求額は変わりますか。

アンケート結果

1 変わらない	915	合計	2227
2 変わる	1312		

前問で着手金の請求額が変わると回答された方は、さらにお答えください。

着手金

1 20万円前後	542	40.6%	合計	1335
2 30万円前後	619	46.4%		
3 40万円前後	85	6.4%		
4 50万円前後	35	2.6%		
5 60万円前後	1	0.1%		
6 70万円前後	1	0.1%		
7 その他	52	3.9%		

この場合、報酬金の請求額は変わりますか。

1 変わらない	239	合計	1745
2 変わる	1506		

前問で報酬金の請求額が変わると回答された方は、さらにお答えください。

報酬金

1 50万円前後	878	55.4%	合計	1584
2 60万円前後	282	17.8%		
3 70万円前後	226	14.3%		
4 80万円前後	91	5.7%		
5 90万円前後	11	0.7%		
6 100万円前後	31	2.0%		
7 その他	65	4.1%		

コメント

この設例では、着手金につき「変わる」との回答が過半数を占めており、そのときの着手金は30万円前後が46%ほど、続いて20万円前後が40%ほどとなっており、20万円前後から30円前後が目安となっています。報酬金については「変わる」との回答が圧倒的であり、報酬金は50万円前後が55%ほど、続いて60万円前後が18%弱となっており、50万円前後から70円前後が目安となっています。

ところで、交通事故については、任意保険会社などと事前に賠償請求についての交渉が行われていることも多いと思います。最終的には、その提示額に不満をもたれたときに訴訟になるわけですが、弁護士の着手金や報酬金の算定について「争いのある額」をもとにして割り出すという基準を用いる弁護士においては、保険会社の提示額を超える部分を争いのある額とみるか、提示額をふくむ請求金額全額を争いのある額とみるかについては、事案の内容によって異なります。

提示額と請求金額との差がどの程度大きいかや保険会社が訴訟になったときには、提示の前提とした過失割合などの問題点を争うかどうかなどにも左右されますので、依頼するときに、あらかじめ弁護士に確認してください。

6 相場取引

(設例) 以前、A社の株の取引で利益を出してもらった証券会社の担当者から「A社の株は大型株で値上がりしても利益が少ない、ワラントなら大きな利益が見込める」と電話で勧誘され、700万円で購入した。その後、A社の株が権利行使額を割り込み売却しないまま行使期限を徒過して無価値になってしまった。証券会社に対して担当者が元本保証と説明したこと、権利行使期間の説明がなかった説明義務違反を理由に700万円の損害賠償請求の訴訟を提起したところ、全面勝訴し、任意に700万円を回収した。

アンケート結果

着手金

1	20万円前後	152	7.8%	合計	1950
2	30万円前後	620	31.8%		
3	40万円前後	525	26.9%		
4	50万円前後	568	29.1%		
5	60万円前後	63	3.2%		
6	その他	22	1.1%		

報酬金

1	50万円前後	199	10.2%	合計	1944
2	60万円前後	160	8.2%		
3	70万円前後	778	40.0%		
4	80万円前後	336	17.3%		
5	90万円前後	143	7.4%		
6	100万円前後	284	14.6%		
7	110万円前後	23	1.2%		
8	その他	21	1.1%		

コメント

この設例では、着手金は30万円前後が30%強、続いて50万円前後が30%弱となっており、30万円前後から50万円前後が目安となっています。報酬金は70万円前後が40%であり、続いて80万円前後が17%ほどとなっています。

ところで、ワラント債など証券取引のほか、先物取引、会員権など、相場によって価格変動する商品の購入の勧誘を受けて損害を受けたときに販売した証券会社その他の販売会社相手に訴訟による解決はよくある例です。着手金の算定では、購入した側にも価格変動による損失を予見すべき過失のあるときもあり、全額回収が困難なケースが多いため、回収の見通しにより金額に幅があります。

7 欠陥住宅

(設例) 土地付新築住宅を2000万円で購入したが、建物自体が傾く、欠陥住宅であることが判明した。売主および建築会社に対し、補修費用700万円、補修期間のレンタル住宅費用70万円、宿替え引越し費用30万円、慰謝料100万円、合計900万円を請求する訴訟を提起したところ、全面勝訴し、任意に900万円回収した。

アンケート結果

着手金

1	30万円前後	382	18.1%	合計	2107
2	40万円前後	404	19.2%		
3	50万円前後	1013	48.1%		
4	60万円前後	164	7.8%		
5	70万円前後	118	5.6%		
6	その他	26	1.2%		

報酬金

1	70万円前後	249	11.8%	合計	2105
2	80万円前後	187	8.9%		
3	90万円前後	621	29.5%		
4	100万円前後	692	32.9%		
5	110万円前後	104	4.9%		
6	120万円前後	109	5.2%		
7	130万円前後	47	2.2%		
8	140万円前後	51	2.4%		
9	その他	45	2.1%		

コメント

この設例では、着手金は50万円前後が50%近くであり、続いて30万円前後から40万円前後がいずれも20%弱となっており、30万円前後から50万円前後が目安となっています。報酬金は100万円前後が33%ほどであり、続いて90万円前後が30%弱であり、70万円から100万円前後が目安となっています。

ところで、着手金は請求の金額や手数や労力の程度によって相当大きな幅が出ると予想されます。また、欠陥住宅問題は専門的な知識を要する分野であり、建築士による専門的調査が必要な場合もあります。そのときには、別に鑑定費用などが必要となります。

報酬金につきましても、手数や労力などによって金額に幅がでます。

8 請負

(設例) 下請負契約を結び、その下請工事を行ったにもかかわらず、元請業者が言を左右にして、請負残代金500万円を支払わない。そこで、その支払いのための訴訟提起をしたところ、全面勝訴し、任意に500万円を回収した。

アンケート結果

着手金

1	25万円前後	469	21.5%	合計	2181
2	30万円前後	1111	50.9%		
3	35万円前後	269	12.3%		
4	40万円前後	220	10.1%		
5	50万円前後	81	3.7%		
6	その他	31	1.4%		

報酬金

1	40万円前後	246	11.3%	合計	2173
2	50万円前後	1141	52.5%		
3	60万円前後	348	16.0%		
4	70万円前後	288	13.3%		
5	80万円前後	80	3.7%		
6	90万円前後	20	0.9%		
7	その他	50	2.3%		

コメント

この設例では、着手金は30万円前後が50%に及び、続いて25万円前後が20%を超えており、さらに35万円前後が12%ほどであり、25万円前後から40万円前後が目安となっています。報酬金は50万円前後が50%以上であり、続いて60万円前後、70万円前後、40万円前後が10%以上になっており、40万円前後から70万円前後が目安となります。

ところで、着手金は請求の金額、相手方の弁解(たとえば、瑕疵の存在)による事件の複雑な程度によって影響を受けます。報酬金は、手数や労力などによって金額に幅がでます。

9 建物明渡及び強制執行

(1) 民事調停

(設例) AさんはBさんに1戸建ての建物(建物の時価は1000万円、土地の時価は1500万円)を貸していたところ、賃料(1か月分で10万円)の不払いが続いていたので、未払い賃料を請求したが、支払ってもらえなかった。

Aさんの依頼を受けて民事調停を申立て、建物の明渡しが認められたとき

アンケート結果

着手金

1	20万円前後	920	42.1%	合計	2184
2	30万円前後	839	38.4%		
3	40万円前後	168	7.7%		
4	50万円前後	175	8.0%		
5	60万円前後	17	0.8%		
6	70万円前後	12	0.5%		
7	その他	53	2.4%		

報酬金

1	40万円前後	911	41.9%	合計	2174
2	60万円前後	549	25.3%		
3	80万円前後	242	11.1%		
4	100万円前後	206	9.5%		
5	120万円前後	29	1.3%		
6	140万円前後	14	0.6%		
7	その他	223	10.3%		

コメント

この設例では、調停申立の着手金は20万円前後が40%強、続いて30万円前後が40%弱となっており、20万円前後から30万円前後が目安となっています。その報酬金は40万円前後が40%を越えており、続いて60万円前後が25%ほどであり、40万円前後から60万円前後が目安となっています。

ところで、調停は、当事者間で話し合いができなかったとき、事件は解決できませんので、別に裁判を起さなくてはなりません。裁判となれば、調停とは別に弁護士報酬が必要となります。

(2) 訴訟 原告

(設例) AさんはBさんに1戸建ての建物(建物の時価は1000万円、土地の時価は1500万円)を貸していたところ、賃料(1か月分で10万円)の不払いが続いていたので、未払い賃料を請求したが、支払ってもらえなかった。
Aさんの依頼を受けて原告として訴訟を受任し、全面勝訴し任意の明渡があったとき

アンケート結果

着手金

1	30万円前後	1162	53.2%	合計	2186
2	40万円前後	358	16.4%		
3	50万円前後	434	19.9%		
4	60万円前後	84	3.8%		
5	70万円前後	35	1.6%		
6	80万円前後	17	0.8%		
7	その他	96	4.4%		

報酬金

1	60万円前後	850	39.1%	合計	2176
2	80万円前後	415	19.1%		
3	100万円前後	419	19.3%		
4	120万円前後	118	5.4%		
5	140万円前後	42	1.9%		
6	160万円前後	41	1.9%		
7	その他	291	13.4%		

コメント

この設例では、訴訟の着手金は30万円前後が50%以上であり、続いて50万円前後が20%ほどとなっており、30万円前後から50万円前後が目安となっています。

報酬金は60万円前後が40%弱であり、続いて80万円前後および100万円前後がいずれも19%ほどであり、60万円前後から100万円前後が目安となっています。

(3) 訴訟 被告

(設例) AさんはBさんに1戸建ての建物(建物の時価は1000万円、土地の時価は1500万円)を貸していたところ、賃料(1ヵ月分で10万円)の不払いが続いていたので、未払い賃料を請求したが、支払ってもらえなかった。
被告のBさんの依頼を受けて、再契約の可能性をさぐりながら、最悪の場合でも、一定期間の明渡猶予を得る目的で、訴訟を受任した結果、和解により6ヵ月の明渡猶予を認められ、家賃相当損害金(6ヵ月分で60万円)の支払いを免除されたとき

アンケート結果

着手金

1	20万円前後	1189	54.7%	合計	2173
2	30万円前後	692	31.8%		
3	40万円前後	87	4.0%		
4	50万円前後	71	3.3%		
5	60万円前後	11	0.5%		
6	70万円前後	6	0.3%		
7	その他	117	5.4%		

報酬金

1	10万円前後	837	38.6%	合計	2166
2	20万円前後	663	30.6%		
3	30万円前後	412	19.0%		
4	40万円前後	63	2.9%		
5	50万円前後	68	3.1%		
6	60万円前後	17	0.8%		
7	その他	106	4.9%		

コメント

この設例では、着手金は20万円前後が50%以上であり、続いて30万円前後が32%ほどとなっており、20万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は10万円前後が40%弱であり、続いて20万円前後が30%ほど、30万円前後が20%弱で、10万円前後から30万円前後が目安となっています。

ところで、同じ事件の訴訟であるにもかかわらず、原告と被告とで弁護士報酬が異なることは不思議ではありません。これらの設例において、原告として求める内容と、被告として求める内容が異なるからです。

(4) 強制執行

(設例) AさんはBさんに1戸建ての建物(建物の時価は1000万円、土地の時価は1500万円)を貸していたところ、賃料(1か月分で10万円)の不払いが続いていたので、未払い賃料を請求したが、支払ってもらえなかった。

Aさんが本人訴訟で建物明渡の勝訴判決を得たが、Bさんが建物を任意に明け渡さないで、Aさんの依頼を受けて建物明渡の強制執行をした結果、建物明渡が完了した場合

アンケート結果

着手金

1	10万円前後	1042	48.7%	合計	2141
2	20万円前後	725	33.9%		
3	30万円前後	257	12.0%		
4	40万円前後	30	1.4%		
5	その他	87	4.1%		

報酬金

1	10万円前後	622	29.3%	合計	2126
2	20万円前後	771	36.3%		
3	30万円前後	439	20.6%		
4	40万円前後	126	5.9%		
5	その他	168	7.9%		

コメント

この設例では、着手金は10万円前後が50%近く、続いて20万円前後が34%ほどとなっており、10万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は20万円前後が36%ほどであり、続いて10万円前後が30%弱であり、30万円前後が20%ほどであり、10万円から30万円前後が目安となっています。

ところで、勝訴判決を得ても相手方が任意に建物を明け渡さないときには、強制執行の手続きを別に取らなくてはなりません。この手続きは訴訟とは別ですので、あらためて弁護士報酬が必要となることが多いようです。

10 境界

(設例) 隣地との境界につき、隣地所有者が主張する境界線によると土地の面積が1坪分(時価30万円)減るところ、境界確定訴訟を提起して全面勝訴した。

アンケート結果

着手金

1	20万円前後	874	41.1%	合計	2127
2	30万円前後	793	37.3%		
3	40万円前後	160	7.5%		
4	50万円前後	166	7.8%		
5	60万円前後	13	0.6%		
6	その他	121	5.7%		

報酬金

1	20万円前後	753	36.0%	合計	2092
2	30万円前後	731	34.9%		
3	40万円前後	156	7.5%		
4	50万円前後	245	11.7%		
5	60万円前後	49	2.3%		
6	その他	158	7.6%		

コメント

この設例では、着手金は20万円前後が40%強、続いて30万円前後が40%弱となっており、報酬金は20万円前後が36%であり、続いて30万円前後が35%ほどであり、50万円前後も12%ほどとなっています。

ところで、境界確定訴訟は、単に土地の面積や価値だけの問題ではなく、隣地所有者との感情的な問題が事件を複雑にしていたり、訴訟審理に長時間を見込まなければならないなどの特殊な事情も多いのです。その結果、争いのある土地部分の価値の大きさだけで弁護士報酬は決まるとは限りません。

1.1 近隣環境（日照権）

（設例） 自宅の南側にマンションが建ちはじめた。このままでは自宅の日照に支障が出るので、マンションの設計変更、損害賠償請求をしたいとの依頼があった。

そこで、工事続行禁止の仮処分申請を行った結果、双方審尋のうえ和解が成立し、設計変更はできなかったが、解決金として100万円を得た。（事件の依頼者は、一人とする。）

アンケート結果

着手金

1	20万円前後	905	43.6%	合計	2074
2	30万円前後	798	38.5%		
3	40万円前後	122	5.9%		
4	50万円前後	172	8.3%		
5	60万円前後	10	0.5%		
6	その他	67	3.2%		

報酬金

1	10万円前後	1034	50.2%	合計	2059
2	20万円前後	619	30.1%		
3	30万円前後	249	12.1%		
4	40万円前後	24	1.2%		
5	50万円前後	47	2.3%		
6	その他	86	4.2%		

コメント

この設例では、着手金は20万円前後が40%強、続いて30万円前後が40%弱となっており、20万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は10万円前後が50%以上であり、続いて20万円前後が30%ほどであり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。

ところで、この種の事件の性質上、建築に関する専門的な裁判の徹底した準備が必要であったり、手数や労力を大きいことも多いのです。さらに、申立人が多数当事者となるときもあり、その場合の事件の重大性や近隣に対する影響などから着手金の算定にあたっては流動的な要素が多いのです。また、報酬金の算定の事情としては着手金で述べた事情もありますが、結果の成功度が大きく影響すると考えられます。

1.2 医療事故（患者側）

（設例） 医療過誤事件について、証拠保全をした上、1000万円の支払いを求めて訴訟を提起した。訴訟は一審で3年かかったが、医師の手術ミスの過失が認められ、全面勝訴して任意に支払いを得た。（共同受任を想定される場合、弁護士1人分ではなく依頼者から支払いを受ける総額でお考えください。）

アンケート結果

証拠保全費用（検討費用を含み、実費は含まない。）

1	10万円前後	516	26.4%	合計	1953
2	20万円前後	749	38.4%		
3	30万円前後	506	25.9%		
4	40万円前後	59	3.0%		
5	50万円前後	66	3.4%		
6	その他	57	2.9%		

着手金

1	30万円前後	579	29.5%	合計	1966
2	40万円前後	269	13.7%		
3	50万円前後	794	40.4%		
4	60万円前後	166	8.4%		
5	70万円前後	104	5.3%		
6	その他	54	2.7%		

報酬金

1	80万円前後	266	13.5%	合計	1973
2	100万円前後	963	48.8%		
3	120万円前後	394	20.0%		
4	140万円前後	181	9.2%		
5	160万円前後	122	6.2%		
6	その他	47	2.4%		

コメント

この設例では、証拠保全費用は20万円前後が40%弱、続いて10万円前後と30万円前後が26%前後であり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。

訴訟の着手金は50万円前後が40%ほどであり、続いて30万円前後が30%弱であり、30万円前後から50万円前後が目安となっています。報酬金は100万円前後が50%弱であり、続いて120万円前後が20%であり、80万円前後から120万円前後が目安となっています。

ところで、医療事件の特殊性・専門性から、複数弁護士の受任が通常であったり、証拠保全に引き続く調査活動にかなりの労力を費やすことが多かったり、また、民事事件と比べてはるかに多くの時間・労力を要するなどの特殊な事情から、具体的な事件における弁護士報酬額に大きな差が出ることも考えられます。

なお、医療過誤事件では、証拠保全手続がとくに重要な役割を果たします。その証拠保全は、カルテなどの診療記録を入手し検討する手続です。その過程で医師などの専門家の鑑定などが必要な場合もあります。そのときには、別に鑑定費用などが必要となります。

13 離婚

(設例1) 夫の暴力などに耐えられないので離婚したい。単に離婚だけを求め、離婚が成立した。

アンケート結果

(1) 離婚調停を受任するとき

着手金

1	20万円前後	1051	47.7%	合計	2204
2	30万円前後	936	42.5%		
3	40万円前後	95	4.3%		
4	50万円前後	54	2.5%		
5	60万円前後	4	0.2%		
6	その他	64	2.9%		

報酬金

1	20万円前後	846	38.7%	合計	2188
2	30万円前後	860	39.3%		
3	40万円前後	163	7.4%		
4	50万円前後	123	5.6%		
5	60万円前後	18	0.8%		
6	その他	178	8.1%		

(2) 離婚訴訟段階から受任し、離婚が成立したとき

着手金

1	20万円前後	555	25.3%	合計	2198
2	30万円前後	1158	52.7%		
3	40万円前後	285	13.0%		
4	50万円前後	156	7.1%		
5	60万円前後	11	0.5%		
6	その他	33	1.5%		

報酬金

1	20万円前後	494	22.6%	合計	2185
2	30万円前後	917	42.0%		
3	40万円前後	332	15.2%		
4	50万円前後	280	12.8%		
5	60万円前後	54	2.5%		
6	その他	108	4.9%		

コメント

この設例では、子どもの親権者指定や慰謝料などを求めない離婚だけを求めるケースを想定しています。その離婚調停の着手金は20万円前後が48%ほど、続いて30万円前後が43%弱となっており、20万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は30万円前後が39%ほどであり、続いて20万円前後が39%弱であり、20万円前後から30万円前後が目安となっています。

訴訟から受任する場合の着手金は30万円前後が53%ほど、続いて20万円前後が25%ほどになっており、20万円前後から40万円前後が目安となっています。報酬

金は30万円前後が42%であり、20万円前後が23%ほどになっており、20万円前後から50万円前後が目安となっています。

ところで、離婚は、市民にとってとても関心のある分野です。弁護士報酬は、ここでも手数料や労力、内容の複雑さ、経済的関係の規模、依頼者の資力などさまざまな要因によって決定されますので、それらの事情により着手金・報酬金に違いが出ることは考えられます。この点も、あらかじめ弁護士に確認してください。

(設例2) 夫の暴力などに耐えられないので離婚したい。3歳の子どもが一人いるが自分が引き取りたい。各手続をとった結果、離婚が成立し、子どもへの親権も得たうえで、養育費として毎月3万円の支払いを受けることになった。

アンケート結果

(1) 離婚調停を受任するとき

着手金

1	20万円前後	930	42.4%	合計	2194
2	30万円前後	994	45.3%		
3	40万円前後	138	6.3%		
4	50万円前後	71	3.2%		
5	60万円前後	5	0.2%		
6	その他	56	2.6%		

報酬金

1	20万円前後	653	30.0%	合計	2178
2	30万円前後	870	39.9%		
3	40万円前後	285	13.1%		
4	50万円前後	214	9.8%		
5	60万円前後	43	2.0%		
6	その他	113	5.2%		

(2) 離婚訴訟段階から受任し、離婚が成立したとき

着手金

1	20万円前後	520	24.1%	合計	2156
2	30万円前後	1122	52.0%		
3	40万円前後	298	13.8%		
4	50万円前後	172	8.0%		
5	60万円前後	12	0.6%		
6	その他	32	1.5%		

報酬金

1	20万円前後	403	18.8%	合計	2140
2	30万円前後	843	39.4%		
3	40万円前後	382	17.9%		
4	50万円前後	352	16.4%		
5	60万円前後	76	3.6%		
6	その他	84	3.9%		

コメント

この設例では、子どもの親権者指定と養育費も求め、慰謝料を求めない離婚のケースを想定しています。その離婚調停の着手金は30万円前後が45%ほど、続いて20万円前後が42%ほどとなっており、20万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は40万円前後が40%ほどであり、続いて20万円前後が30%であり、20万円前後から30万円前後が目安となっています。

訴訟から受任する場合の着手金は30万円前後が52%ほど、続いて20万円前後が24%ほどになっており、20万円前後から40万円前後が目安となっています。報酬金は30万円前後が39%ほどであり、続いて20万円前後が19%ほどであり、20万円前後から50万円前後が目安となっています。

ところで、離婚は、市民にとってとても関心のある分野です。弁護士報酬は、ここでも手数や労力、内容の複雑さ、経済的関係の規模、依頼者の資力などさまざまな要因によって決定されますので、それらの事情により着手金・報酬金に違いが出ることは考えられます。この点も、あらかじめ弁護士に確認してください。

(設例3) 夫の暴力などに耐えられないので離婚したい。3歳の子どもが一人いるが自分が引き取りたい。慰謝料として200万円を請求した。離婚が成立し、慰謝料200万円の支払いを受けた。子どもの親権も得たうえで、養育費として毎月3万円の支払いを受けることになった。

アンケート結果

(1) 離婚調停を受任するとき

着手金

1	20万円前後	787	36.3%	合計	2167
2	30万円前後	1016	46.9%		
3	40万円前後	201	9.3%		
4	50万円前後	105	4.8%		
5	60万円前後	12	0.6%		
6	その他	46	2.1%		

報酬金

1	20万円前後	382	17.7%	合計	2154
2	30万円前後	665	30.9%		
3	40万円前後	448	20.8%		
4	50万円前後	491	22.8%		
5	60万円前後	130	6.0%		
6	その他	38	1.8%		

(2) 離婚調停の不調後に離婚訴訟を受任し、離婚が成立したとき

着手金

1	0円	360	16.8%	合計	2143
2	10万円前後	584	27.3%		
3	20万円前後	472	22.0%		
4	30万円前後	556	25.9%		
5	40万円前後	127	5.9%		
6	その他	44	2.1%		

報酬金

1	20万円前後	302	14.1%	合計	2144
2	30万円前後	639	29.8%		
3	40万円前後	423	19.7%		
4	50万円前後	528	24.6%		
5	60万円前後	163	7.6%		
6	70万円前後	28	1.3%		
7	80万円前後	29	1.4%		
8	その他	32	1.5%		

(3) 離婚訴訟段階から受任し、離婚が成立したとき

着手金

1	20万円前後	510	23.7%	合計	2148
2	30万円前後	1101	51.3%		
3	40万円前後	321	14.9%		
4	50万円前後	162	7.5%		
5	60万円前後	18	0.8%		
6	その他	36	1.7%		

報酬金

1	20万円前後	299	13.9%	合計	2144
2	30万円前後	647	30.2%		
3	40万円前後	444	20.7%		
4	50万円前後	507	23.6%		
5	60万円前後	144	6.7%		
6	70万円前後	40	1.9%		
7	80万円前後	28	1.3%		
8	その他	35	1.6%		

コメント

この設例では、子どもの親権者指定と養育費も求め、加えて、慰謝料を求める離婚のケースを想定しています。その離婚調停の着手金は30万円前後が47%ほど、続いて20万円前後が36%ほどとなっており、ここでも20万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は30万円前後が31%ほどであり、続いて50万円前後が23%ほどであり、20万円前後から50万円前後が目安となっています。

その調停が成立せずに「不調」になってしまい、続いて、訴訟も受任するケースの着手金は10万円前後が27%ほど、続いて30万円前後が26%ほど、20万円前後から22%ほどになっています。報酬金は30万円前後が30%ほどであり、続いて50万円前後が25%ほどであり、20万円前後から50万円前後が目安となっています。

さらに、離婚訴訟から受任したときの着手金は30万円前後が51%ほど、続いて20万円前後が24%ほどとなっており、20万円前後から40万円前後が目安となっています。報酬金は30万円前後が30%ほどであり、続いて50万円前後が24%ほどであり、ここでも20万円前後から50万円前後が目安となっています。

ところで、離婚は、市民にとってとても関心のある分野です。弁護士報酬は、ここでも手数や労力、内容の複雑さ、経済的関係の規模、依頼者の資力などさまざまな要因によって決定されますので、それらの事情により着手金・報酬金に違いが出ることは考えられます。この点も、あらかじめ弁護士に確認してください。

14 認知請求

(設例) 妻子あるAさんと交際し、その間に子供ができたが、Aさんが認知をしてくれないので、認知請求訴訟を提起した。その結果、認知が認められた。

アンケート結果

着手金

1	20万円前後	685	33.2%	合計	2063
2	30万円前後	1012	49.1%		
3	40万円前後	180	8.7%		
4	50万円前後	145	7.0%		
5	60万円前後	5	0.2%		
6	その他	36	1.7%		

報酬金

1	40万円前後	991	48.6%	合計	2040
2	60万円前後	450	22.1%		
3	80万円前後	107	5.2%		
4	100万円前	83	4.1%		
5	120万円前後	5	0.2%		
6	その他	404	19.8%		

コメント

この設例では、着手金は30万円前後が50%弱、続いて20万円前後が33%ほどであり、20万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は40万円前後が50%弱であり、続いて60万円前後が22%ほどであり、40万円前後から60万円前後が目安となっています。

ところで、認知請求では依頼者の裁判をする目的や経済的な事情がいろいろですので、具体的な弁護士報酬は、上下に幅がでます。弁護士報酬の計算では、訴訟の回数や労力の見込みなどが重要です。

また、認知請求のときには、親子鑑定が必要が予想されますが、そのときには別に鑑定費用が必要となります。

15 財産管理 成年後見

(設例1) 痴呆性高齢者を抱える家族から相談を受け成年後見開始の申し立てをして欲しいとの依頼を受けた。これを受任したとき、弁護士報酬(着手金・報酬金あるいは手数料)はいくら請求しますか。(法定後見申立)

アンケート結果

1	10万円前後	349	19.0%	合計	1833
2	20万円前後	727	39.7%		
3	25万円前後	203	11.1%		
4	30万円前後	467	25.5%		
5	50万円前後	60	3.3%		
6	その他	27	1.5%		

コメント

この設例では、成年後見申立の弁護士報酬は、20万円前後が40%弱、続いて30万円前後が25%ほどであり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。

ところで、成年後見開始にあたっては、専門医による鑑定が必要であり、この鑑定費用等が別に必要になります。ちなみに、その弁護士が成年後見の申立だけでなく、その後成年後見人に就任したとき、成年後見人などに就任して以降の成年後見人などの弁護士報酬は、裁判所が決定することになります。

(設例2) 1500万円の預貯金と年金の財産管理とこれを運用しての介護支援契約を依頼された。これを受任し、毎月の財産管理、介護契約の代理、契約内容の監督を行う場合、月額いくらの手数料を請求されますか。(任意後見契約)

アンケート結果

1	1万円前後	165	9.9%	合計	1666
2	3万円前後	757	45.4%		
3	5万円前後	537	32.2%		
4	8万円前後	60	3.6%		
5	10万円前後	78	4.7%		
6	15万円前後	19	1.1%		
7	その他	50	3.0%		

コメント

この設例では、手数料は月額3万円前後が45%ほど、続いて5万円前後が32%ほどであり、月額3万円前後から5万円前後が目安となっています。

ところで、この設例における手数料には、日常、定型的に必要なと予想される毎月の財産管理や介護契約の代理、契約内容の監督などがふくまれていると考えられますが、特別な事件、たとえば財産管理に関連して裁判を起さなければならないときなどは、そのつど、別に弁護士報酬を支払う必要があります。月額の手数料で、弁護士にどこまでのことをしてもらおうのかについて、あらかじめ弁護士に確認してください。

16 遺言書作成及び遺言執行

(設例) 定型的な遺言書を作成したい。資産は、不動産、預金および株券で評価額総額は5000万円である。

アンケート結果

(1) 公正証書遺言手数料

1	10万円前後	882	41.6%	合計	2121
2	20万円前後	716	33.8%		
3	30万円前後	346	16.3%		
4	40万円前後	50	2.4%		
5	50万円前後	83	3.9%		
6	その他	44	2.1%		

コメント

この設例では、手数料は10万円前後が40%ほど、続いて20万円前後が34%ほどであり、30万円前後が16%強であり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。

ところで、遺言書の作成では、遺産の内容が複雑ではなく法律的な問題も少ないときには弁護士報酬は安くなり、逆に、遺産内容や相続人関係が複雑で事前の調査などが必要であったり遺産の分け方に難しい法律問題があるときなどは弁護士報酬は高くなります。

遺言は、非常に厳格な要式を求めています。それを誤るとせっかくの遺言は無効になってしまいます。遺言には公正証書や自筆証書など、いくつかのタイプがあります。弁護士は、遺言内容のチェックや公正証書遺言作成にあたっての公証人との調整や証人の確保など総合的に活動します。どのタイプの遺言書の作成を依頼されるかによっても料金は異なります。

アンケート結果

(2) 遺言執行者にもなっている場合の遺言執行手数料

1	20万円前後	389	18.9%	合計	2053
2	40万円前後	459	22.4%		
3	60万円前後	391	19.0%		
4	80万円前後	173	8.4%		
5	100万円前後	497	24.2%		
6	120万円	37	1.8%		
7	その他	107	5.2%		

コメント

この設例では、遺言執行手数料は100万円前後が24%ほど、続いて40万円前後が22%ほど、20万円前後が19%ほどになっています。

ところで、遺言の効力が発生するときには、遺言者本人はこの世にいません。そこで、遺言内容を具体化する作業が必要です。これを遺言執行といいます。遺言執行費用は、この設例では20万円前後から100万円前後まで幅広い金額になっています。

それは、自筆証書遺言のときに遺言書の保管を弁護士に依頼するかどうかをふくめ、遺産の引渡や名義の変更手続などの相続人への具体的な遺産の分配手続などにつき、どの程度の作業があるかによって弁護士の仕事がまったく異なるからです。あらかじめ弁護士に確認してください。

1.7 遺産分割調停

(設例) 被相続人は、自宅不動産、山林、株券、預金など総額1億円の遺産を残した。遺言書はなく、相続人は妻と子ども2人の合計3人である。遺産の範囲に争いはないが、遺産分割協議がまとまりそうになかったため、妻の依頼を受けて遺産分割調停申立をした。その結果、妻は5000万円相当の法定相続分に従った遺産を取得し、妻の納得する分割となった。

アンケート結果

着手金

1	30万円前後	645	29.7%	合計	2173
2	50万円前後	958	44.1%		
3	70万円前後	200	9.2%		
4	90万円前後	144	6.6%		
5	110万円前後	128	5.9%		
6	130万円前後	15	0.7%		
7	150万円前後	52	2.4%		
8	その他	31	1.4%		

報酬金

1	60万円前後	249	11.6%	合計	2146
2	100万円前後	679	31.6%		
3	140万円前後	270	12.6%		
4	180万円前後	320	14.9%		
5	220万円前後	253	11.8%		
6	260万円前後	80	3.7%		
7	300万円前後	232	10.8%		
8	その他	63	2.9%		

コメント

この設例では、着手金は50万円前後が44%ほど、続いて30万円前後が30%ほどであり、30万円前後から50万円前後が目安となっています。報酬金は100万円前後が32%ほどであり、続いて180万円前後が15%ほど、140万円前後が13%ほどになっています。

ところで、遺産分割調停申立は相続人間の話し合いでは解決できそうになかったことを前提にしていますが、その争いの内容や予想される解決までの見通しなどによって着手金は異なります。その説明を弁護士から受けてください。

また、遺産分割調停の報酬金の算定にあたっては、調停の結果によって獲得した遺産の額が基本となると思われますが、解決までに要した時間や弁護士の手数や労力によって相当異なります。あらかじめ弁護士に確認してください。

18 労働事件（労働者側）

（設例） 10年間勤務し、30万円の月給をとっていたが、会社から懲戒解雇を受けたので、懲戒解雇無効を理由に地位保全の仮処分を申請した。その結果、職場復帰を果たした。

アンケート結果

着手金

1	20万円前後	671	35.9%	合計	1868
2	30万円前後	869	46.5%		
3	40万円前後	134	7.2%		
4	50万円前後	138	7.4%		
5	60万円前後	13	0.7%		
6	その他	43	2.3%		

報酬金

1	30万円前後	744	40.1%	合計	1857
2	50万円前後	734	39.5%		
3	70万円前後	188	10.1%		
4	90万円前後	111	6.0%		
5	その他	80	4.3%		

コメント

この事例では、着手金は30万円前後が46%ほど、続いて20万円前後が36%ほどであり、20万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は30万円前後および50万円前後がいずれも40%ほどであり、30万円前後から70万円前後が目安となっています。

ところで、着手金や報酬金の算定にあたっては、勤務年数や給料額などの依頼者の労働・経済上の事情が考慮されるほか、とくに労働仮処分となりますと、内容の複雑さや困難さが大きな要素になります。事件ごとの個性が非常に強く、着手金や報酬金の計算に大きな影響を与えますので、あらかじめ弁護士に確認してください。

19 税務訴訟

(設例) 3人の店員とともにソバ屋を営んでいる。申告所得額が少ないとして税務調査を受けた。修正申告に応じなかったら、3年分で3000万円を支払えとの更正処分が出された。

アンケート結果

(1) 税務署へ異議申立をする。

着手金

1	20万円前後	672	45.0%	合計	1494
2	30万円前後	503	33.7%		
3	40万円前後	75	5.0%		
4	50万円前後	166	11.1%		
5	60万円前後	19	1.3%		
6	その他	59	3.9%		

(2) 異議決定に不服なので、国税不服審判所へ審査請求する。

着手金

1	20万円前後	587	39.5%	合計	1487
2	30万円前後	468	31.5%		
3	40万円前後	110	7.4%		
4	50万円前後	212	14.3%		
5	60万円前後	32	2.2%		
6	その他	78	5.2%		

(3) 裁判所に取消訴訟を起こす段階で受任し、完全勝訴した。

着手金

1	50万円前後	803	53.1%	合計	1511
2	100万円前後	463	30.6%		
3	150万円前後	137	9.1%		
4	200万円前後	31	2.1%		
5	250万円前後	12	0.8%		
6	その他	65	4.3%		

報酬金

1	200万円前後	583	38.7%	合計	1505
2	300万円前後	697	46.3%		
3	400万円前後	80	5.3%		
4	500万円前後	46	3.1%		
5	その他	99	6.6%		

コメント

この設例では、税務署へ異議申立をする場合の着手金は20万円前後が45%、続いて30万円前後が34%ほどであり、20万円前後から30万円前後が目安となっています。

国税不服審判所へ審査請求するときの着手金は20万円前後が40%弱、続いて30万円前後が30%ほどであり、50%前後が11%ほどになっています。

裁判所へ取消訴訟を起こすときの着手金は50万円前後が53%ほど、続いて100万円前後が30%ほどであり、50万円前後から100万円前後が目安となっています。報

酬金は300万円前後が46%ほど、続いて200万円前後が40%弱であり、200万円前後から300万円前後が目安となっています。

ところで、いずれも、事件に必要とされる手数、労力および事件の重要性などから具体的な金額に幅がでます。あらかじめ弁護士に確認してください。

20 住民訴訟

(設例) 第3セクターを設立して、観光客相手方の飲食施設をつくったところ大赤字になった。実は市長と個人的つながりのある建築業者が結託して、無理を承知で強行したことが新聞報道で判明した。

アンケート結果

(1) 市が補填した赤字1億円について住民監査請求したい。

着手金

1	20万円前後	547	38.5%	合計	1419
2	30万円前後	463	32.6%		
3	40万円前後	56	3.9%		
4	50万円前後	258	18.2%		
5	60万円前後	6	0.4%		
6	70万円前後	15	1.1%		
7	その他	74	5.2%		

コメント

この設例では、住民監査請求をする場合の着手金は20万円前後が40%弱、続いて30万円前後が33%ほどであり、さらに50万円前後が20%弱となっています。

ところで、事件に必要とされる手数、労力および事件の重要性などから具体的な金額に幅が出ます。あらかじめ弁護士に確認してください。

アンケート結果

(2) 監査結果に不満なので、住民訴訟を提起したい。

着手金

1	30万円前後	476	33.6%	合計	1418
2	40万円前後	129	9.1%		
3	50万円前後	546	38.5%		
4	60万円前後	76	5.4%		
5	70万円前後	29	2.0%		
6	80万円前後	76	5.4%		
7	その他	86	6.1%		

コメント

この設例で、住民訴訟の着手金は50万円前後が40%弱、続いて30万円前後が34%ほどであり、30万円前後あるいは50万円前後が目安となっています。

ただし、事件に必要とされる手数、労力および事件の重要性などから具体的な金額に幅が出ます。あらかじめ弁護士に確認してください。

2.1 倒産

個人の倒産処理には、その事情に応じて色々な手法があります。「任意整理」は、裁判手続を利用することなく、弁護士が複数の債権者と示談交渉と妥結を重ねることによって債務を整理することをいいます。「個人再生手続」は、破産になりそうな状態にあるものの、継続的な収入の見込みがあるなどの一定の条件を満たす個人について破産手続では裁判手続で債務の整理をすることを言います。「個人破産」は、税金などを除き、債務を免責させて債務者を経済的に立ち直らせようという裁判手続です。

弁護士は依頼者の代理人として活動します。倒産処理においては、債務総額、債権者数、事務処理の難易度が実にさまざまですので、弁護士に依頼される際には、弁護士報酬について、あらかじめ弁護士に確認してください。

(設例) 金融会社等10社から総額で400万円の負債(ただし利息制限法引き直し前)を抱えている会社員から相談を受けた。
(1) 任意で各債権者と交渉した結果、会社員の親族の準備した200万円を一括で支払うことで任意整理をしたとき(任意整理)

アンケート結果

着手金

1	10万円前後	254	12.2%	合計	2080
2	20万円前後	1111	53.4%		
3	30万円前後	590	28.4%		
4	40万円前後	88	4.2%		
5	その他	37	1.8%		

報酬金

1	0円	440	21.3%	合計	2061
2	5万円前後	50	2.4%		
3	10万円前後	345	16.7%		
4	20万円前後	858	41.6%		
5	30万円前後	292	14.2%		
6	その他	76	3.7%		

コメント

この設例では、着手金は20万円前後が53%強、続いて30万円前後が30%弱であり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は20万円前後が40%強であり、続いて0円が20%を超えています。

ところで、任意整理の着手金の算定にあたっては、債権者数や負債の額などに応じて増減することがあります。また、任意整理の報酬金の請求については実にさまざまであり、請求する弁護士もいれば、請求しない弁護士もいます。あらかじめ弁護士に確認してください。債務整理を依頼したときに報酬金について取り決めをしておくことが重要です。

なお、任意整理の交渉中に裁判などの法的手続に移行するときには、別に弁護士報酬の支払いが必要になることがあります。

(設例) 金融会社等10社から総額で400万円の負債(ただし利息制限法引き直し前)を抱えている会社員から相談を受けた。

(2) 個人再生手続を申立て、3年で100万円を支払う方法の再生計画が認可されたとき(個人再生)

アンケート結果

着手金

1	10万円前後	222	11.4%	合計	1953
2	20万円前後	643	32.9%		
3	30万円前後	893	45.7%		
4	40万円前後	167	8.6%		
5	その他	28	1.4%		

報酬金

1	0円	613	31.6%	合計	1942
2	10万円前後	323	16.6%		
3	20万円前後	496	25.5%		
4	30万円前後	392	20.2%		
5	40万円前後	71	3.7%		
6	その他	47	2.4%		

コメント

この設例では、着手金は30万円前後が45%強、続いて20万円前後が33%ほどとなっており、10万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は0円が32%ほどであり、続いて20万円前後が25%強であり、30万円前後との回答も20%に及んでいます。

ところで、個人再生手続において、再生計画が認可されたときの報酬金の請求については、実にさまざまであり、請求する弁護士もいれば、請求しない弁護士もいます。あらかじめ弁護士に確認してください。

なお、住宅特例条項を設けるケースなど、再生計画の認可に要する労力が大きくなる事情があったときには、報酬金に影響を与えるものと思われます。

(設例) 金融会社など10社から総額で400万円の負債(ただし、利息制限法引き直し前)を抱えている会社員から相談を受けた。
 (3) 個人破産を申立て、同時廃止後に免責決定を得たとき(個人破産)

アンケート結果

着手金

1	10万円前後	181	8.6%	合計	2103
2	20万円前後	824	39.2%		
3	30万円前後	995	47.3%		
4	40万円前後	69	3.3%		
5	その他	34	1.6%		

報酬金

1	0円	1079	51.6%	合計	2090
2	10万円前後	272	13.0%		
3	20万円前後	455	21.8%		
4	30万円前後	203	9.7%		
5	40万円前後	34	1.6%		
6	その他	47	2.2%		

コメント

この設例では、着手金は30万円前後が50%近く、続いて20万円前後が40%弱となっており、20万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は0円が50%以上であり、続いて20万円前後が20%ほどです。

ところで、個人破産申立の報酬金は請求しない例も多くありますが、弁護士によっては免責を得たときに報酬金を請求することもあります。報酬金の有無もふくめて、あらかじめ弁護士に確認してください。

2.2 約束手形金請求

(設例1) A社は、B社振出の額面金額500万円の約束手形を支払期日に呈示したところ、支払いを拒絶され、手形訴訟を提起し、手形判決で全面勝訴し任意に500万円を回収した。

アンケート結果

(1) 手形訴訟を提起し、手形判決で全面勝訴し、任意に500万円を回収した。

着手金

1	10万円前後	245	11.7%	合計	2095
2	20万円前後	1090	52.0%		
3	30万円前後	675	32.2%		
4	40万円前後	43	2.1%		
5	50万円前後	31	1.5%		
6	その他	11	0.5%		

報酬金

1	20万円前後	295	14.1%	合計	2085
2	30万円前後	724	34.7%		
3	40万円前後	399	19.1%		
4	50万円前後	634	30.4%		
5	その他	33	1.6%		

コメント

この設例では、着手金は20万円前後が52%、続いて30万円前後が32%ほどであり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は30万円前後が35%ほど、続いて50万円前後が30%ほどであり、20万円前後から50万円前後が目安となっています。

ところで、手形訴訟においては、弁護士の手数や労力という事情ではなく、手形額面の金額により弁護士報酬の金額も決まることが考えられます。

(2) 手形判決に対してB社が異議を申し立て、本訴移行後に全面勝訴し、任意に500万円を回収した。

アンケート結果

追加の着手金

1	0円	990	48.0%	合計	2061
2	10万円前後	634	30.8%		
3	20万円前後	287	13.9%		
4	30万円前後	127	6.2%		
5	その他	23	1.1%		

報酬金

1	40万円前後	537	26.1%	合計	2059
2	50万円前後	984	47.8%		
3	60万円前後	260	12.6%		
4	70万円前後	134	6.5%		

5	80万円前後	35	1.7%
6	90万円前後	12	0.6%
7	その他	97	4.7%

コメント

この設例では、追加着手金は0円が50%弱、続いて10万円前後が30%ほどとなっています。報酬金は50万円前後が50%近く、続いて40万円前後が26%ほどであり、この設例では40万円前後から60万円前後が目安となっています。

ところで、手形訴訟が通常訴訟に移行したとき、この設例では追加の着手金はないということも相当あります。あらかじめ弁護士に確認してください。

(設例2 約束手形の盗難) A社では、B社振出の額面金額500万円の約束手形1通が盗まれていることを発見した。除権判決の申立をして除権判決を得た。

弁護士報酬(着手金・報酬金あるいは手数料)

1	10万円前後	972	48.2%	合計	2016
2	20万円前後	790	39.2%		
3	30万円前後	223	11.1%		
4	その他	31	1.5%		

コメント

この設例では、弁護士報酬は、10万円前後が50%弱、続いて20万円前後が40%弱であり、合計10万円前後から30万円前後が目安となっています。本件は額面金額500万円の約束手形の設例ですが、額面金額が異なれば弁護士報酬も異なるものと思われまふ。あらかじめ弁護士に確認してください。

ちなみに、除権判決とは、約束手形・為替手形・小切手を遺失または盗難されたものが、当該手形小切手を無効としてもらい、当該手形小切手の権利者としての地位を回復してもらうための手続きです。

手形訴訟は、通常の訴訟と異なり簡易迅速な手続となっているため、通常の訴訟の場合と比べて弁護士報酬は低額となっています。ただし、手形訴訟の被告は手形訴訟での判決に対して異議を述べることができ、異議が述べられると通常の訴訟で審理されることとなります。

2.3 顧問関係

(1) 顧問関係にある団体(会社法人、社団法人、財団法人、公団、地方公共団体などを含む)、個人の各総数をお答えください。

回答者数 1781名

団体：	平均値	10.62社	中央値	6社
個人：	平均値	1.76人	中央値	1人

中央値とは、回答者を顧問数の多い順に並べたとき、その中央に位置する891番目の回答者の回答内容です。

(2) 月額顧問料額に応じた顧問先の数をお答えください。

1	1万円未満：	625	件	2.9%
2	1万円：	1016	件	4.8%
3	2万円：	2251	件	10.6%
4	3万円：	5936	件	27.9%
5	4万円：	784	件	3.7%
6	5万円：	6913	件	32.5%
7	6万円：	322	件	1.5%
8	7万円：	275	件	1.3%
9	8万円：	248	件	1.2%
10	9万円：	66	件	0.3%
11	10万円：	1902	件	9.0%
12	15万円前後：	313	件	1.5%
13	20万円前後：	298	件	1.4%
14	30万円前後：	133	件	0.6%
15	40万円前後：	39	件	0.2%
16	50万円前後：	40	件	0.2%
17	その他	89	件	0.4%
合計		21250	件	100.0%

(2)の件数は、1781名の回答者が複数回答を行っておりますので、その各選択肢の回答総数が記載されています。

コメント

顧問としての弁護士の業務内容は、法律相談が中心となりますが、具体的には依頼者との契約内容によってさまざまであり、また、それによって顧問料も決まります。弁護士と十分に顧問契約の内容を相談してください。

2.4 時間制（タイムチャージ）

（設例）一般市民事件で時間制（タイムチャージ）を利用するとき、一般的には1時間当たりいくらの請求をしますか。

アンケート結果

1	5000円	84	10.2%	合計	823
2	1万円	355	43.1%		
3	2万円	248	30.1%		
4	3万円	80	9.7%		
5	4万円	10	1.2%		
6	5万円	10	1.2%		
7	その他	36	4.4%		

コメント

この設例では、1時間1万円が43%ほど、続いて2万円が30%ほどとなっています。

ところで、時間制（タイムチャージ）は、依頼された事件の処理に必要とした時間に単価をかけて弁護士報酬を計算する方法です。弁護士の労力を時間で合理的に計算できる利点がありますが、事件解決までに、いくら時間がかかるのか予想がつきにくいという難点もあります。現状では、時間制は、外国との取引関係など涉外事件の処理に利用されることが多いわけですが、一般市民の事件にも利用される可能性も十分あります。あらかじめ弁護士に確認してください。

刑事事件

刑事弁護人には、私選弁護人と国選弁護人があります。依頼者が弁護士に弁護士報酬を支払う刑事弁護人を私選弁護人といいます。資力がないなどの被告人に国が選任する弁護人を国選弁護人といいます。今回のアンケートは、この私選弁護人を想定しています。

(ちなみに、国選弁護人は、起訴という手続の後でなければ選任されません。)

ところで、刑事事件には、アンケート事例のような簡明な事案ばかりではありません。事件の種類も多く、その金額にも大きな違いが出ます。刑事事件は、被告人の人格、名誉、自由、財産などに大きな影響を与えます。また、被告人が事件を全面的に争っていたり、事件が社会的にも重大であったり、弁護士が被告人の弁護をするにあたり、手数、労力はあまりにもさまざまだからです。あらかじめ弁護士に確認してください。

また、刑事事件において、弁護士には、どのような手続の流れとなるのかとあわせて、どのような費用が必要となるのかも説明を受けてください。弁護士は、たとえば「保釈」という手続のときには、弁護士報酬以外の「保釈金」の説明をしたいと思います。

2.5 刑事事件(事案簡明な事件1)

(設例) 自動車事故による業務上過失傷害被告事件(在宅事件)を受任し、公判は判決言い渡しを入れて3回行い、執行猶予付の判決となった。示談については保険会社が行ったので、弁護人は関与しなかった。

着手金

1	15万円前後	228	11.0%	合計	2079
2	20万円前後	894	43.0%		
3	30万円前後	845	40.6%		
4	40万円前後	45	2.2%		
5	50万円前後	33	1.6%		
6	その他	34	1.6%		

報酬金

1	15万円前後	268	13.0%	合計	2057
2	20万円前後	795	38.6%		
3	30万円前後	764	37.1%		
4	40万円前後	83	4.0%		
5	50万円前後	66	3.2%		
6	その他	81	3.9%		

コメント

この設例では、着手金は20万円前後と30万円前後が40%ほどであり、報酬金は20万円前後と30万円前後が40%弱であり、いずれも15万円前後から30万円前後が目安となっています。

ところで、この設例は、在宅事件で執行猶予判決がほぼ確実に予想されるという簡明な事件の典型的な事例だといえます。

2 6 刑事事件（事案簡明な事件 2）

（設例 1） 居酒屋での喧嘩でけがをさせたという傷害被告事件（身柄拘束あり）を受任した。事実についてはほぼ争いがなかったが、弁護人が関与して被害者と示談させ、雇い主を情状証人に頼んだことにより、前科はあったが何とか執行猶予付の判決となった。

アンケート結果

着手金

1	15万円前後	152	7.3%	合計	2074
2	20万円前後	685	33.0%		
3	30万円前後	1033	49.8%		
4	40万円前後	101	4.9%		
5	50万円前後	83	4.0%		
6	その他	20	1.0%		

報酬金

1	15万円前後	214	10.4%	合計	2053
2	20万円前後	501	24.4%		
3	30万円前後	907	44.2%		
4	40万円前後	222	10.8%		
5	50万円前後	174	8.5%		
6	その他	35	1.7%		

コメント

この設例では、着手金は30万円前後が50%ほど、続いて20万円前後が33%ほどであり、20万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は30万円前後が44%ほど、続いて20万円前後が24%ほどであり、15万円前後から40万円前後が目安となっています。

ところで、弁護士報酬の計算は、示談交渉に弁護士が関わっていること、執行猶予判決について確実な見通しではなかったことなどの事情も考慮されていると考えられます。

（設例 2） 前記の設例 1 の事案において、逮捕された直後に受任したとすれば、起訴後に受任したときと比較して、弁護士報酬は着手金・報酬金の合計金額でどれほど加算しますか。

アンケート結果

1	加算しない。	905	44.1%	合計	2052
2	10万円前後	718	35.0%		
3	20万円前後	329	16.0%		
4	30万円前後	45	2.2%		
5	40万円前後	42	2.0%		
6	その他	13	0.6%		

コメント

起訴前からの受任と起訴後から受任したときで弁護士報酬の合計に差を設けるかどうかについては、いずれの見解もあります。地域性や事案の内容などによって分かれるものと考えられます。あらかじめ弁護士に確認してください。

2.7 刑事告訴

(設例) A社が内部監査を実施したところ、経理担当者の甲が5年間にわたって総額1000万円を横領していることを発見した。事実関係の調査、刑事告訴手続、警察との交渉などの依頼を受けた。その結果、刑事告訴が受理された。

アンケート結果

弁護士報酬(着手金・報酬金あるいは手数料)

1	10万円前後	287	14.3%	合計	2003
2	20万円前後	613	30.6%		
3	30万円前後	659	32.9%		
4	40万円前後	108	5.4%		
5	50万円前後	288	14.4%		
6	60万円前後	22	1.1%		
7	その他	26	1.3%		

コメント

刑事告訴の弁護士報酬は、この設例では30万円前後が33%ほど、続いて20万円前後が30%ほどであり、10万円前後あるいは50万円前後が14%ほどになっています。

ところで、この刑事告訴の弁護士報酬の計算は、犯罪内容、被害金額、証拠などによって、着手金・報酬金あるいは手数料の金額に幅があります。また、刑事告訴をするときの報酬金の有無などについては、あらかじめ弁護士に確認してください。

2 8 少年付添人

(設例) 子どもが傷害事件を起こし、少年鑑別所に収容されている段階で、少年事件の付添人を受任した。その結果、審判で保護観察となった。

アンケート結果

着手金

1	10万円前後	207	10.9%	合計	1905
2	20万円前後	826	43.4%		
3	30万円前後	763	40.1%		
4	40万円前後	43	2.3%		
5	50万円前後	41	2.2%		
6	その他	25	1.3%		

報酬金

1	10万円前後	205	12.4%	合計	1657
2	20万円前後	632	38.1%		
3	30万円前後	631	38.1%		
4	40万円前後	75	4.5%		
5	50万円前後	64	3.9%		
6	その他	50	3.0%		

コメント

この設例では、着手金は20万円前後が43%ほど、続いて30万円前後が40%ほどであり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。報酬金は20万円前後および30万円前後がいずれも38%であり、10万円前後から30万円前後が目安となっています。

ところで、少年付添人事件の理念は刑事事件と大きく違っています。しかし、弁護士報酬の計算では、刑事事件と似ています。着手金では、たとえば、事件自体に争いがあるか否か、事件の重大性などが、金額に大きな影響を与えるのです。また、報酬金では、手数や労力の大きさや審判(裁判のこと)の結果などの事情も加味されます。